

重要事項説明書

(2025. 6)



たじま医療生活協同組合

訪問看護ステーション えがお

当事業所は、介護保険の指定を受けています。(兵庫県指定番号 2864490038)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者概要

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 法人名 | たじま医療生活協同組合 |
| (2) 代表者氏名 | 理事長 藤井 高雄 |
| (3) 法人種別 | 生活協同組合 |
| (4) 法人所在地 | 豊岡市今森 4 6 5 番地 1 |
| (5) 電話番号 | (0796) 24-7035 |
| (6) FAX | (0796) 24-7010 |
| (7) メールアドレス | info@tajima-coop.com |
| (8) 設立年月日 | 平成 7 年 (1995 年) 9 月 13 日 |
| (9) 法人が運営している他の業務 | |

■ ろっぽう診療所

電話番号	(0796) 24-7007
FAX	(0796) 24-7010
開設年月日	平成 8 年 (1996 年) 5 月 1 日

■ 居宅介護支援事業所 えがお

電話番号	(0796) 24-7013
FAX	(0796) 24-6154
開設年月日	平成 17 年 (2005 年) 2 月 1 日

■ ヘルパーステーション えがお

電話番号	(0796) 24-4731
FAX	(0796) 24-4733
開設年月日	平成 17 年 (2005 年) 4 月 1 日

■ 訪問入浴サービス えがお

電話番号	(0796) 34-9110
FAX	(0796) 24-4733
開設年月日	平成 17 年 (2005 年) 5 月 16 日

2 事業所概要

- (1) 事業所名 訪問看護ステーション えがお
- (2) 所在地 豊岡市江本396-1 サンシティ EMOTO 101 号室
- (3) 事業所番号 2864490038
- (4) 電話番号 (0796)-24-6144
- (5) FAX (0796)-24-6154
- (6) メールアドレス houkan@tajima-coop.com
- (7) 管理者氏名 松田直美 (看護師)
- (8) 事業の目的

介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り健康で自立した生活を営むことができるよう在宅医療を推進し、快適な在宅療養が、継続できるようにすることを目的として、訪問看護サービスを提供します。訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問することがあります。また、訪問看護サービスを提供するに当たって、訪問看護計画書を作成し利用者又は家族に説明し交付します。

(9) 運営方針

事業実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。事業者はたじま医療生活協同組合の理念（患者の権利章典）に基づき、運営会議を設置し、事業運営上必要な事項について適時協議します。

(10) 開設年月：2005年2月1日

(11) 運営日及び営業時間

月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

土曜日 午前8時45分～午後0時45分

※日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）は原則休みです。

(12) サービス実施地域：旧豊岡市・豊岡市城崎町・豊岡市日高町・

・豊岡市出石町

＊当該地域内では交通費はサービス利用料金に含まれています。

(13) 身分証明書の携行：サービス提供担当者は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から求められた時は提示を行います。

3 当事業所の職員（訪問看護サービスを提供する職員）（2025年4月現在）

管理者（常勤看護師） 1名

訪問看護師 4名

作業療法士 2名 ・ 理学療法士 1名 ・ 言語聴覚士 1名

4 当事業所が提供するサービス利用料金

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

- (2) 利用料金が医療保険、老人保健から給付される場合
- (3) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

5 サービス内容

- (1) 病状・障害の観察・健康管理
- (2) 療養生活の看護・相談支援
- (3) 医師の指示による医療処置
- (4) 褥瘡や創傷の処置・予防
- (5) リハビリテーション
- (6) 終末期の看護
- (7) エンゼルケア
- (8) 認知症・精神疾患の看護
- (9) 家族・介護者の支援
- (10) 24 時間連絡体制
- (11) 主治医・サービス担当者との連携
- (12) 保健福祉等の活用支援

＊ 利用者以外の方の健康観察、医療行為は行いません。

＊ 必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上の相談や助言を行います。

6 サービスの提供にあたり

- (1) 介護保険証、医療保険証、その他受給者証の確認
- (2) 記録の確認

当事業所ではサービス提供毎に「IC タグ」による訪問状況の管理、およびスマートフォン（携帯端末）による訪問看護記録を電子データとして記録、保管させていただきます。

- (3) 記録や情報の管理、開示

当事業所では、サービス提供の記録について、本人及び家族に限り、記録の閲覧ができるように、5年間保管いたします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 松 田 直 美
虐待防止に関する担当者	管理者 松 田 直 美

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

ません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最低限の範囲内で身体拘束を行うことがあります。

その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態などについて記録します。

また、事業者として、身体拘束をなくすための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

＊身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を満たすことが必要です。

9 衛生管理等

(1) 訪問看護従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね1年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

10 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、それに従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行います。

11 指定訪問看護サービス利用料と自己負担額目安

(1) 介護保険

項 目			利用料	自己負担額の目安		
				1割	2割	3割
訪問看護	20分未満		3,140	314	628	942
	30分未満		4,710	471	942	1,413
	30分以上60分未満		8,230	823	1,646	2,469
	1時間以上1時間半未満		11,280	1,128	2,256	3,384
訪問リハビリ	20分未満		2,940	294	588	882
	40分未満		5,880	588	1,176	1,764
	60分未満★		7,938	794	1,588	2,381
	★1日に2回を超えて実・する場合					
	＊リハビリ職が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合は1回につき-80円					
介護予防訪問看護	20分未満		3,030	303	606	909
	30分未満		4,510	451	902	1,353
	30分以上60分未満		7,940	794	1,588	2,382
	1時間以上1時間半未満		10,900	1,090	2,180	3,270
介護予防訪問 リハビリ	20分未満		2,840	284	568	852
	40分未満		5,680	568	1,136	1,704
	60分未満★		4,245	425	849	1,274
	★1日に2回を超えて実・する場合					
	＊リハビリ職が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合は1回につき-80円					
	＊12ヶ月を超えて行う場合は1回につき-50円、または上記の減算がある場合には-150円					
加算	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）＊1（1月につき）		6,000	600	1,200	1,800
	複数名訪問看護加算（Ⅰ）＊2 複数看護師訪問	30分未満	2,540	254	508	762
		30分以上	4,020	402	804	1,206
	複数名訪問看護加算（Ⅱ）＊2 看護補助者との訪問	30分未満	2,010	201	402	603
		30分以上	3,170	317	634	951
	特別管理加算（Ⅰ）＊3		5,000	500	1,000	1,500
	特別管理加算（Ⅱ）＊4		2,500	250	500	750
	長時間訪問看護加算＊5		3,000	300	600	900
	ターミナルケア加算＊6		25,000	2,500	5,000	7,500
	初回加算（Ⅰ）＊7		3,500	350	700	1,050
	初回加算（Ⅱ）＊7		3,000	300	600	900
	又は退院時共同指導加算（1回）＊8		6,000	600	1,200	1,800
	看護・介護職員連携強化加算（1回）＊9		2,500	250	500	750
	早朝・夜間加算		単位数の25%			
	深夜加算		単位数の50%			

- *1 当ステーションは、営業日以外の日及び営業時間外も 24 時間対応体制をいたしております。利用者又はご家族から電話等により看護に関する相談に常時対応し、必要に応じて緊急に訪問看護を行います。また、夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した対応を行っています。
- *2 利用者の心身の状況等により、1 人の訪問看護師によるサービスが困難であると認められる場合で、利用者又はその家族の同意を得て 2 人の訪問看護師が 1 人の利用者に対して訪問看護を行う場合がある。
- *3 在宅悪性腫瘍患者・在宅気管切開患者・留置カテーテル、気管カニューレを使用している状態。
- *4 在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、在宅経管栄養法等を受けている状態。・人工肛門、人工膀胱等を設置している状態。・真皮を超える褥瘡の状態。・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態。
- *5 特別管理加算の対象者について、1 時間 30 分を超える訪問看護を実施した場合。
- *6 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、訪問看護を提供した場合
- *7 新規に訪問看護計画書を作成し（Ⅰ）はご利用者様が病院等を退院された日に訪問看護師が初回の訪問を行った場合。（Ⅱ）はご利用者様が病院等を退院された日以降に指定訪問看護を行った場合。初回の訪問看護を行った月に算定する。
- *8 医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合、退院・退所後の初回の訪問看護の際、算定する。
- *9 訪問介護事業所と連携し、たん吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介員に対する助言等の支援を行った場合。
 - (1) 特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、緊急時訪問看護加算は区分支給限度基準の対象外となりますが介護保険自己負担利用料には加算されます。
 - (2) 介護保険適用外及び限度額超過分に関しては、別途消費税を徴収させていただきます。介護保険適用の自己負担金は、原則として基本料の 1 割又は平成 27 年 8 月以降一定以上の所得者は 2 割又は 3 割となります。利用者様の負担割合証をご確認ください。

(4) 医療保険

1. 訪問看護基本療養費（1日につき）							
項 目			利用料	自己負担額の目安			
				1 割	2 割	3 割	
基本療養費	保健師・助産師・看護師()内は准看護師が訪問した場合						
	訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
			(5,050)	(505)	(1,010)	(1,515)	
		週 4 日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
			(6,050)	(605)	(1,210)	(1,815)	
	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が訪問した場合		5,550	555	1,110	1,665	
	保健師・助産師・看護師()内は准看護師が訪問した場合						
	訪問看護基本療養費 (Ⅱ)	同一日 2 人まで(1) 週 3 日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
			(5,050)	(505)	(1,010)	(1,515)	
		同一日 2 人まで(2) 週 4 日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
			(6,050)	(605)	(1,210)	(1,815)	
		同一日 3 人以上(1) 週 3 日目まで	2,780	278	556	834	
			(2,530)	(253)	(506)	(759)	
		同一日 3 人以上(2) 週 4 日目以降	3,280	328	656	984	
			(3,030)	(303)	(606)	(909)	
		理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が訪問した場合					
		同一日 2 人		5,550	555	1,110	1,665
	同一日 3 人以上		2,780	278	556	834	
加算	訪問看護基本療養費(Ⅲ) ＊3		8,500	850	1,700	2,550	
	難病等複数回訪問加算	1日に2回	4,500	450	900	1,350	
		1日に3回以上	8,000	800	1,600	2,400	
	長時間訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560	
	複数名訪問看護加算 (別に厚生労働大臣が定める場合)	看護師2名	4,500	450	900	1,350	
		看護師と准看護師(週1日)	3,800	380	760	1,140	
		看護師と看護補助者(週3日)	3,000	300	600	900	
		看護師と看護補助者(1日1回)	3,000	300	600	900	
		看護師と看護補助者(1日2回)	6,000	600	1,200	1,800	
看護師と看護補助者(1日3回以上)		10,000	1,000	2,000	3,000		
夜間・早朝訪問看護加算		2,100	210	420	630		
訪問看護医療D X 情報活用加算		50	5	10	15		

項 目		利用料	自己負担額の目安			
			1割	2割	3割	
2. 訪問看護管理療養費						
加 算	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780	78	156	234	
	訪問初日	7,440	744	1,488	2,232	
	2日目以降	3,000	300	600	900	
	24時間対応体制加算 （1月につき） ＊1	看護業務の負担軽減実施	6,800	680	1,360	2,040
		負担軽減なし	6,520	652	1,304	1,956
	緊急訪問看護加算 2,650円／日	月14日目まで	2,650	265	530	795
		月15日目以降	2,000	200	400	600
	退院時共同指導加算（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は月に2回） ＊2	8,000	800	1,600	2,400	
	退院支援指導加算（退院日） ＊3	6,000	600	1,200	1,800	
	退院支援指導加算長時間90分以上（退院日） ＊3	8,400	840	1,680	2,520	
	在宅患者連携指導加算（月に1回）	3,000	300	600	900	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月に2回）	2,000	200	400	600	
	特別管理加算（重症度高）	5,000	500	1,000	1,500	
	特別管理加算	2,500	250	500	750	
3. 訪問看護情報提供療養費（1月につき） ＊4		1,500	150	300	450	
4. 訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000	2,500	5,000	7,500	
在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、支援体制を家族に説明してターミナルケアを行う。						
5. 特別地域訪問看護加算						
別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションの看護師が当該地域に居住する利用者に対して訪問看護を行う場合訪問看護療養費の50／100相当額を加算する。						

＊1 当ステーションは、営業日以外の日及び営業時間外も24時間対応できる体制にしています。利用者又はご家族から電話等により看護に関する相談に常時対応し、必要に応じて緊急に訪問看護を行います。また、夜間対応する看護師等の勤務環境に配慮した対応を行っています。

＊2 退院前に入院・入所施設においてカンファレンスを実施した場合。

＊3 退院日に在宅での療養上、必要な指導を行った場合。

＊4 豊岡市健康福祉事務所への情報提供

(5) 医療保険の基本料金

基本料金の額は、費用に要した額の1割～3割となっています。なお、利用者様が提示される「保険証」により確認いたします。

義務教育就学後～70歳		3割
70歳以上75歳未満	現役並み所得者以外（特例あり）	1割
	現役並み所得者	3割
後期高齢者医療の対象者（75歳以上の方又は65歳以上で広域連合から障害認定を受けられた方）	現役並み所得者以外	1割
	現役並み所得者	3割

（高額療養費が現物給付されるなど、利用者様負担に限度額がある場合）

①70歳以上の利用者

②70歳未満で「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担限度額証」の提示

③特定疾病療養受給者証の提示

以上の利用者様については、利用料負担額が次表の限度額まで（1か月当たり）となります。月途中で限度額を超えてからは、その月内は基本利用料を徴収いたしません。

(6) 70歳以上の所得区分と自己負担限度額（1か月当たり）

区分		一部負担金の割合	自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ	3割	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$ [140,100円] * 2
	Ⅱ		$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$ [93,000円] * 2
	Ⅰ		$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$ [44,400円] * 2
一般	Ⅱ	2割	18,000円または
			$6,000円 + (総医療費 - 30,000円) \times 10\%$ の低い金額を適用
			(年間上限144,000円) * 1
低所得	Ⅰ	1割	18,000円(年間上限144,000円) * 1
	Ⅱ		8,000円
	Ⅰ		

*1 一般区分の方については、1年間（8月～翌7月）の外来の自己負担額の合計額に年間144,000円の上限が設けられます。

*2 []内は過去12ヶ月以内に世帯ですでに3回以上*の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額になります。

(7) 70 歳未満の所得区分と自己負担限度額 (1 か月当たり) 「認定証」の提示必須

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
一般所得者	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
	エ	57,600円 * 多数該当 44,400円
低所得者	オ	35,400円 * 多数該当 24,600円

* 医療保険ご利用時には月に一度の保険証確認が必要となります。月初訪問時に確認ができますよう保険証をご用意ください。また、月途中において保険証が変更になった場合には必ずお申し出ください。

12 交通費

(1) 介護保険のサービス担当地区以外(定款外)の訪問1回につき、事業の実施地域を越えた地点から自宅に要する実費相当額を距離に応じて以下の通りに定めます。

往復 10 km 未満	100 円
往復 10 km 以上 20 km 未満	200 円
往復 20 km 以上 30 km 未満	300 円
往復 30 km 以上	400 円

(2) 医療保険利用者様には1回の訪問につき、事業所から自宅に要する実費相当額を距離に応じて以下の通りに定めます。また、月5回以上の訪問がある場合には、各区分の5倍相当額が上限となります。

往復 10 km 未満	100 円	(500 円)
往復 10 km 以上 20 km 未満	200 円	(1,000 円)
往復 20 km 以上 30 km 未満	300 円	(1,500 円)
往復 30 km 以上	400 円	(2,000 円)

13 その他の利用料

- (1) ご家族の希望により死後の処置を行った場合は、別途 15,000 円をいただきます。
- (2) 記録の確認に使用する「IC タグ」は、導入時には無料ですが、利用者様都合で紛失、破損があった場合、又は自宅以外でご利用がある方については下記金額を実費請求させていただきます。

IC タグ 400 円

(3) 介護保険・医療保険外のその他自費料金に変更になる場合には、1 ヶ月以上前に書面にてお知らせいたします。

14 利用料金及びその滞納

- (1) お支払い方法は、現金集金・口座自動引き落としの2通りですが、口座自動引き落としを原則としています。
- (2) 翌月の10日までに利用料金を計算、翌月の20日(JA以外の金融機関)・27日(JA

たじま)に口座から引き落としされます。

(3) 利用料金の内訳を明記した書類は、郵送するか又は訪問看護師がお届けします。

(4) 利用料の滞納

契約書第9条第3項①による取扱いを行うものとします。

15 災害時などによるサービスの変更・中止について

天候不順(降雪。台風など)又は災害、感染症などによりサービスの実施、継続が困難な場合は、訪問を中止又は変更させていただくことがあります。

その場合は、利用者及びその家族などに対してサービス利用上の不利益が生じないように、関係機関とも連携を図るなどの措置を講じます。

16 サービスの終了

(1) ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する1週間以上前までにお申出ください。

(2) 事業者は、利用者の著しい不信行為によりサービス提供の継続が困難になった場合は、その理由を記載した文章によりサービスを終了させていただきます。

(3) 契約書第9条による取扱いを行うものとします。

17 損害保険の加入について

当事業所が、利用者に対して賠償すべきことが起きた場合は、契約書本文第11条に基づき、金銭等により賠償をいたします。

加入保険会社： 共栄火災海上保険株式会社

保険の内容： 訪問看護の際起きた事故に対する賠償

賠償の事項： 身体、財物/受託管理/経済的損失/人格権侵害/現金

18 プライバシーの保護

当事業所は、訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第3者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第3者に漏らすことはありません。

ただし、当事業所が知り得た情報に関して、主治医との連携・サービスの利用調整・サービス担当者会議等においては、あらかじめ利用者の同意を得て、その情報を主治医・連携機関に提供することがあります。

19 苦情申請窓口

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当者	松田直美
電話番号	0796-24-6144
FAX	0796-24-6154
受付日	営業日
受付時間	営業時間

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び兵庫県国民健康保険団体連合会の相談・苦窓口等に苦情を伝えることができます。

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 電 話：(078) 332-5617 FAX：(078) 332-5650 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・12/29～1/3を除く） 8時45分から17時15分
豊岡市 高年介護課	〒668-0046 豊岡市立野町 12-12 電 話：(0796) 24-2401（直通） FAX：(0796) 29-3144 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・12/29～1/3を除く） 8時30分から17時15分

20 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題などについて、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	2017年3月25日
第三者評価機関名	尼崎医療生活協同組合訪問看護ステーションわかば
評価結果の開示状況	無

21 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をします。

主治医	氏名
	連絡先 TEL
ご家族	氏名 続柄
	連絡先 TEL

22 留意事項

サービス担当者は、医師の判断に基づいてサービスを提供し、サービス提供契約実施以外の営利行為や宗教勧誘はいたしません。

23 重要事項の変更

重要事項説明書に記載された内容に変更が生じる場合は、書類を交付してお知らせします。なお、利用者の同意確認については、書面をもって行います。

24 キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の 12 時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の 30%
ご利用の訪問 2 時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の 50%
ご利用日にご訪問し不在だった場合	当該基本料金の 100%

訪問看護サービスの提供開始にあたり、ご利用者及びその代理人に対し本書面に基いて重要事項の説明を行いました。

説明日： 年 月 日 時 分

場所 _____

【事業所】

事業所所在地：豊岡市江本396-1 101

名 称：たじま医療生活協同組合 訪問看護ステーションネがお 印

説明者氏名

本書面をもって重要事項の説明を受けました。

年 月 日

【利 用 者】

住所

氏名

【利用者代理人】

住所

氏名

(続柄)